



平成 21 年 6 月 8 日

各 位

会社名 新 電 元 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小田 孝次郎
(コード番号 6844 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室企画部長 田中 信吉
(TEL 03 3279 4431)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 8 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会において、定款の一部変更の件について、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

(1) A 種優先株式および B 種優先株式に係る諸規定の変更および追加

世界的な電子部品需要の減退が続くなか、こうした厳しい経営環境下においても恒常的に収益を確保できる体制を構築すべく、グループを挙げて構造改革の推進に取り組んでおりますが、前期末に毀損した資本を回復し経営基盤の安定化を図ることも重要な課題となっております。

このような背景の下、安定した経営基盤を構築すべく、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とすることを目的として、新たに種類の違う 2 種類の株式を発行することができるよう、第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更ならびに第 3 章（優先株式）および第 25 条（種類株主総会）の規定を新設するものであります。

なお、A 種優先株式および B 種優先株式の発行につきましては、その時期、方法および条件等を含め、今後の市場の状況等を勘案して検討する予定ですが、それぞれの商品性のコンセプトは以下の通りとなっております。

< A 種優先株式 >

A 種優先株式は原則として株主総会における議決権がなく、普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」の優先株式であり、「普通株式の希薄化を可能な限り回避する」との考え方に沿ったものであります。

< B 種優先株式 >

B 種優先株式は原則として株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得請求権が付与された「転換型」の優先株式であります。当該普通株式を対価とする取得請求権により、「優先配当金を一定程度抑制する効果が期待できる」との考え方に沿ったものであります。

(2) 決裁合理化法の施行に伴う諸規定の変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行され、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、併せてその他の文言の修正および追加等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億6,000万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利4. 次条に定める請求をする権利 <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億1,000万株</u>とし、<u>発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 <u>3億1,000万株</u></p> <p>A種優先株式 <u>5,000万株</u></p> <p>B種優先株式 <u>5,000万株</u></p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式、<u>A種優先株式およびB種優先株式の単元株式数は、それぞれ1,000株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利4. 次条に定める請求をする権利 <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

現行定款	変更案
<p>第13条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>第12条 (現行どおり) 第3章 優先株式 (A種優先株式) 第13条 当社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。 (A種優先配当金) 1 当社は、期末配当を行うときは毎年3月31日(以下「A種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、年率10%を上限として、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする。また、当該A種優先期末配当基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (A種優先中間配当金) 2 当社は、第44条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1に相当する額を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。 (累積条項) 3 ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優</p>

現行定款	変更案
	<p>先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種優先累積未払配当金」という。）を、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>（非参加条項）</p> <p>4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>5 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額及びA種優先累積未払配当金の合計額を上限として、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>（議決権）</p> <p>6 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額の全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額の全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額の全部(A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>7 当社は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、金銭を交付する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>(B種優先株式)</u></p> <p><u>第14条 当社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(B種優先配当金)</u></p> <p><u>1 当社は、期末配当を行うときは毎年3月31日(以下「B種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、年率10%を上限として、B種優先株式</u></p>

現行定款	変更案
	<p>の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）の配当をする。また、当該B種優先期末配当基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第2号に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>（B種優先中間配当金）</p> <p>2 当社は、第44条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当金の額の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>（累積条項）</p> <p>3 ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「B種優先累積未払配当金」という。）を、当該翌事業年度以降、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>（非参加条項）</p> <p>4 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>5 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普</p>

現行定款	変更案
	<p><u>通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額及びB種優先累積未払配当金の合計額を上限として、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>6 B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、定時株主総会にB種優先配当金の額の全部（B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額の全部（B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額の全部（B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>7 B種優先株主は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対し、B種優先株式の取得を請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当会社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、</u></p>

現行定款	変更案
	<p>当初、当会社の普通株式の時価を基準としてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>8 当社は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該B種優先株主に対して、金銭を交付する。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>9 当社は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日(以下「一斉取得日」という。)に、B種優先株式(一斉取得日の前日までに、第7号に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式または第8号に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除く。)の全てを取得するのと引換えに、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該B種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限</p>

現行定款	変更案
	<p><u>の算定方法を定めることができる。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u> <u>第15条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>2 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>(優先配当金の除斥期間)</u> <u>第16条 第45条の規定は、A種優先配当金およびB種優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p> <p><u>(優先順位)</u> <u>第17条 A種優先配当金およびB種優先配当金の支払順位、A種優先未払配当金およびB種優先未払配当金の支払順位ならびにA種優先株主またはA種優先登録株式質権者およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配順位は、それぞれ同順位とする。</u></p> <p><u>(その他の事項)</u> <u>第18条 当社は、第13条から第17条に定めるほか、A種優先株式およびB種優先株式に関する事項について、これをそれぞれの発行に先立って取締役会の決議で定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u> <u>第15条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>2 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(優先配当金の除斥期間)</u> <u>第16条 第45条の規定は、A種優先配当金およびB種優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(優先順位)</u> <u>第17条 A種優先配当金およびB種優先配当金の支払順位、A種優先未払配当金およびB種優先未払配当金の支払順位ならびにA種優先株主またはA種優先登録株式質権者およびB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する残余財産の分配順位は、それぞれ同順位とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(その他の事項)</u> <u>第18条 当社は、第13条から第17条に定めるほか、A種優先株式およびB種優先株式に関する事項について、これをそれぞれの発行に先立って取締役会の決議で定めることができる。</u></p>
<p>第3章 株主総会 第14条～第19条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 株主総会 第19条～第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u> <u>第25条 第23条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第23条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第21条、第22条および第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。第20条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第35条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算 第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 取締役および取締役会 第26条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会 第35条～第41条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第42条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>